

本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高に占める指定事業の売上高の割合、指定業種及び申請者全体双方の月平均売上高営業利益率の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

捨印

認定権者記載欄	

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハー②）

令和 年 月 日

相模原市長 殿

申請者

住所
氏名
代表者役職・氏名
電話番号

実印

私は、「表」に記載する事業を営んでいるが、下記のとおり _____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※「表」には、営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日	年 月 日
2 月平均売上高営業利益率	
$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 %
	全体の減少率 %
A：申込時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率 (年 月 ~ 年 月)	指定業種 %
	全体 %
最近3か月間における全体の 売上高 に占める指定業種の 売上高 の割合	%
B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率 (年 月 ~ 年 月)	指定業種 %
	全体 %

相模原市指令（産雇）第 号
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。
(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

相模原市長 本村 賢太郎

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

名 称

所在地

変 更

事業所

名称：年 月 日

所在地：年 月 日

代表者：年 月 日

☐ 実印 確認

法人

○業種等の確認

☐ 商業登記簿謄本 ☐ その他 ()

市内事業所所在地：

指定業種：(No. 細分類)

資本金： 万円 / 対象：資本金 3 億円以下 (ただし、卸売業 1 億円以下、小売業・サービス業 5,000 万円以下)

従業員： 名 / 対象：従業員 300 人以下
(役員を除く) (ただし、卸売業・サービス業 100 人以下、小売業 50 人以下)

個人

○業種等の確認

☐ 確定申告書 ☐ その他 ()

市内事業所所在地：

指定業種：(No. 細分類)

従業員： 名 / 対象：従業員 300 人以下
(同一生計の三親等以内の親族を除く) (ただし、卸売業・サービス業 100 人以下、小売業 50 人以下)

申込時点最近 3 か月の売上高		前年同期の売上高	
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定合計	円 (1)	指定合計	円 (3)
全体合計	円 (2)	全体合計	円 (4)
最近 3 か月間における全体の売上高に占める指定業種の売上高の割合			
100 × (1) ÷ (2) = % (小数点以下第 2 位切り捨て)			
申込時点最近 3 か月の売上原価・経費		前年同期の売上原価・経費	
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定	円	指定	円
全体 年 月	円	全体 年 月	円
指定合計	円 (5)	指定合計	円 (7)
全体合計	円 (6)	全体合計	円 (8)
申込時点最近 3 か月の営業利益		前年同期の営業利益	
指定 (1) - (5) =	円 (9)	指定 (3) - (7) =	円 (11)
全体 (2) - (6) =	円 (10)	全体 (4) - (8) =	円 (12)
申込時点最近 3 か月の月平均売上高営業利益率		前年同期の月平均売上高営業利益率	
指定 100 × (9) ÷ (1) =	% (A)	指定 100 × (11) ÷ (3) =	% (B)
全体 100 × (10) ÷ (2) =	% (A)	全体 100 × (12) ÷ (4) =	% (B)
月平均売上高営業利益率の減少率			
指定 100 × (B - A) ÷ B =		%	
全体 100 × (B - A) ÷ B =		% (小数点以下第 2 位切り捨て)	

☐ 最近 3 か月間における全体の売上高に占める指定業種の売上高の割合が 5 % 以上となっていること

☐ 減少率が 20 % 以上となっていること